

令和3年度 年末年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

1 趣 旨

茨城県内における労働災害の発生状況は、令和3年10月末現在、休業4日以上死傷者数が2,665人と前年と比べ385人(+16.9%)の大幅な増加となっており、特に製造業、建設業、小売業、社会福祉施設において増加が顕著となっている。また、事故の型別では、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「その他（主として感染症によるもの）」による増加が目立っている。

労働災害による死亡者数については、令和2年は18人と過去最少であったが、令和3年は9月末時点において昨年を上回る19人に達しており、憂慮すべき事態となっている。

年末年始は、慌ただしい中での大掃除や、機械設備の点検・再稼働等の作業が増え、労働災害の発生リスクが大きくなることから、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが、より一層重要となる。

このような状況を踏まえ、労使双方が力を合わせて一年を無災害で締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えられるよう、労働災害防止のための取組の強化を図る「令和3年度年末年始労働災害防止強化運動（以下「強化運動」という。）を以下により展開することとする。

2 実施期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月31日（月）までとする。

3 実施者

- (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署
- (2) 各事業場

4 実施事項

(1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

- ① 経営者団体・災害防止関係団体等に対する強化運動に係る要請の実施
- ② 労働局幹部及び労働基準監督署長によるパトロール等の実施
- ③ 建設現場に対する集中的な監督指導の実施
- ④ ホームページ等を通じた強化運動の周知啓発

(2) 事業場における主な実施事項

- ① 経営トップによる年末年始の労働災害防止に関する決意表明
- ② リスクアセスメントの実施
- ③ KY（危険予知）活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の徹底
- ④ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑤ 火気の点検、確認などの火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 安全衛生パトロールの実施
- ⑧ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検の実施

- ⑨ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- ⑩ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症防止対策の徹底

(3) 重点業種別の対策

ア 製造業

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、墜落・転落災害が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 機械設備の回転部分等に安全カバーを取り付け、点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させる。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられていることを確認する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害のリスク低減をする。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使用する。
- ③ 高所に物の置き場所がある場合は、手すりを取り付け、高所で作業する場合は、墜落制止用器具を使用する。

イ 建設業

建設業では、墜落・転落災害が多く発生していることから、墜落防止対策を中心に、以下に留意する。

- ① 足場を設置してから作業する。荷の搬入などにより一時的に手すりを取り外した場合、必ず関係者に伝え、後回しにせず直ちに復旧する。
- ② 手すりを取り外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具を着用し、墜落による危険を防止する。
- ③ はしごや脚立を使用するときは、使用方法を遵守し、安全に作業する。
- ④ 建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置する。
- ⑤ 土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置する。

ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップやつかまることができるグリップを取り付ける。
- ② 荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置する。
- ③ ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な取り扱い、特にテールゲートリフターを使用してロールボックスパレットを取り扱う場合の安全対策を徹底する。
- ④ ヘルメット（保護帽）を着用する。

エ 第三次産業

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策も徹底する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修する等、転倒災害の防止に取り組む。
- ③ 安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取り組む。
- ④ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を徹底し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保する。
- ⑤ 正しい荷物の持ち方等腰痛防止教育の実施や腰痛防止体操を実践する。